

12. 認可保育施設入園時の注意事項

- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。それ以外の月で入園する場合は、毎月1日が入園日となります。
- 入園当初は、お子さんが保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。
※期間は、10日～2週間くらいが目安ですが、保育施設の状況やお子さんの状況により異なります。保育時間を徐々に延ばしていくため、慣らし保育中は早めのお迎えが必要となります。復職時期などについて就労先とご相談ください。入園前に慣らし保育をすることはできません。
- 申込み時の状況により、入園後の注意事項が異なります。提出書類については期限内にご提出ください。
※申込み時と状況が異なることが判明した場合、退園となります。

申込み時の状況		注意事項
1	就労中	就労状況に変更が生じた場合は「就労証明書」等をご提出ください。
2	復職	入園月の翌月10日までに復職(申込み時に提出された就労証明書に記載の同じ職場・就労時間で復職すること)し、「就労証明書(※復職後に作成されたもの)」をご提出ください(p.17 参照)。
3	疾病	病気回復後に就労する場合は、求職期間(求職開始から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。 病気回復後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。
4	介護・看護・付添い	介護・看護・付添い終了後に就労する場合は、求職期間(介護・看護・付添い終了から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。 介護・看護・付添いの必要性がなくなり、その後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。
5	求職・就労(就学)内定	・求職中で入園した場合 入園後、求職期間(2か月間)が経過した翌月1日までに就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書(※就労開始後に作成されたもの)」をご提出ください。期限までに就労を開始できない場合は退園となります。 ・就労(就学)内定で入園した場合 申込み時に誓約(申告)いただいた期間内に、申込み時と同じ条件(内定先・時間)で就労(就学)を開始し、就労(就学)開始の前月末までに「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、開始後に「就労証明書(在学証明書及び時間割表)」をご提出ください。申込み時の状況と就労開始後の条件が異なる場合、退園となります。
6	就学	就学期間終了後に就労する場合は、求職期間(就学終了から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、開始の前月末までに「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、開始後に「就労証明書」をご提出ください。 就学終了後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。
7	出産	認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2か月(最長5か月間)以内です。出産予定月の後2か月で退園となります。